

在留資格の変更，在留期間の更新許可のガイドライン（改正）

法務省入国管理局

平成20年3月策定

平成21年3月改正

平成22年3月改正

平成24年7月改正

平成28年3月改正

在留資格の変更及び在留期間の更新は，出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）により，法務大臣が適当と認めるに足る**相当の理由があるとき**に限り許可することとされており，この相当の理由があるか否かの判断は，専ら法務大臣の自由な裁量に委ねられ，申請者の行おうとする活動，在留の状況，在留の必要性等を総合的に勘案して行っているところ，**この判断に当たっては，以下のような事項を考慮します。**

ただし，以下の事項のうち，**1の在留資格該当性については，許可する際に必要な要件**となります。また，**2の上陸許可基準については，原則として適合していることが求められます。****3以下の事項については，適当と認める相当の理由があるか否かの判断に当たっての代表的な考慮要素**であり，これらの事項にすべて該当する場合であっても，すべての事情を総合的に考慮した結果，変更又は更新を許可しないこともあります。

なお，社会保険への加入の促進を図るため，平成22（2010）年4月1日から申請時に窓口において保険証の提示を求めています。

（注）保険証を提示できないことで在留資格の変更又は在留期間の更新を不許可とすることはありません。

1 行おうとする活動が申請に係る入管法別表に掲げる在留資格に該当すること

申請人である外国人が行おうとする活動が，入管法別表第一に掲げる在留資格については同表の下欄に掲げる活動，入管法別表第二に掲げる在留資格については同表の下欄に掲げる身分又は地位を有する者としての活動であることが必要となります。

2 法務省令で定める上陸許可基準等に適合していること

法務省令で定める上陸許可基準は，外国人が日本に入国する際の上陸審査の基準ですが，入管法別表第1の2の表又は4の表に掲げる在留資格の下欄に掲げる活動を行おうとする者については，在留資格変更及び在留期間更新に当たっても，原則

として上陸許可基準に適合していることが求められます。

また、在留資格「特定活動」については「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件」(特定活動告示)に該当するとして、在留資格「定住者」については「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件」(定住者告示)に該当するとして、上陸を許可され在留している場合は、原則として引き続き同告示に定める要件に該当することを要します。

ただし、申請人の年齢や扶養を受けていること等の要件については、年齢を重ねたり、扶養を受ける状況が消滅する等、我が国入国後の事情の変更により、適合しなくなることがありますが、このことにより直ちに在留期間更新が不許可となるものではありません。

3 素行が不良でないこと

素行については、善良であることが前提となり、**良好でない場合には消極的な要素として評価**され、**具体的**には、退去強制事由に準ずるような**刑事処分を受けた行為**、不法就労をあっせんするなど出入国管理行政上看過することのできない行為を行った場合は、素行が不良であると判断されることとなります。

4 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること

申請人の生活状況として、日常生活において**公共の負担となっておらず**、かつ、その有する資産又は技能等から見て**将来において安定した生活が見込まれること**(**世帯単位**で認められれば足ります。)が求められますが、仮に公共の負担となっている場合であっても、在留を認めるべき人道上の理由が認められる場合には、その理由を十分勘案して判断することとなります。

5 雇用・労働条件が適正であること

我が国で就労している(しようとする)場合には、アルバイトを含めその雇用・労働条件が、労働関係法規に適合していることが必要です。

なお、労働関係法規違反により勧告等が行われたことが判明した場合は、通常、申請人である外国人に責はないため、この点を十分に勘案して判断することとなります。

6 納税義務を履行していること

納税の義務がある場合には、当該納税義務を履行していることが求められ、**納税義務を履行していない場合には消極的な要素として評価**されます。例えば、納税義

務の不履行により刑を受けている場合は、納税義務を履行していないと判断されます。

なお、刑を受けていなくても、**高額の未納や長期間の未納**などが判明した場合も、悪質なものについては同様に扱います。

7 入管法に定める届出等の義務を履行していること

入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人の方は、入管法第19条の7から第19条の13まで、第19条の15及び第19条の16に規定する在留カードの記載事項に係る届出、在留カードの有効期間更新申請、紛失等による在留カードの再交付申請、在留カードの返納、所属機関等に関する届出などの義務を履行していることが必要です。

〈中長期在留者の範囲〉

入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人で、次の①～⑤のいずれにも該当しない人

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④ ①～③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人
- ⑤ 特別永住者